

資料編

■用語解説

あ行

インクルーシブ^{きょういく}教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

いくせいりょう 育成医療

18歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障害の改善や防止を目的とする医療の給付。

ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。

SSW (スクールソーシャルワーカー)

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

か行

がくしゅうしょうがい 学習障害 (LD)

Learning Disabilitiesの略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。

グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、数人の障害者が一定の経済的負担をおって共同で生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活の支援が行われる。

けんりょうご 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知機能に障害が起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

こうせいりょう 更生医療

身体障害者の障害を軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

こうりてきはいりょ 合理的配慮

障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

しえんひせいど 支援費制度

障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。

しかくしょうがい 視覚障害

眼の機能の障害を指し、身体障害者福祉法では、身体障害の一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。

したいふじゆう 肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障害を有する状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害に該当する人を身体障害者としている。

じどうはつたつしえん 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育

を行う必要があると認められる未就学の障害児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

じどうはつたつしえんせんたー 児童発達支援センター

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

じどうふくしほう 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう 障害者虐待防止法

障害者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。

しょうがいしゃしゅうぎょうせいかつしえんせんたー 障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点とし

て、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。

しょうがいしゃしよくぎょうせんだー 障害者職業センター

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。

しょうがいしゃじりつしえんほう 障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害・知的障害・精神障害という障害の種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

障害者が障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

じりつしえんいりょう 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

しんたいしょうがいしゃ 身体障害者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障害があると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病

生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨粗しょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。かつては加齢とともに発症・進行すると考えられて「成人病」と呼ばれていたが、若い人でも発症し、子どもの頃からの悪い生活習慣の蓄積がその発症に大きく関わっていることが分かり、平成8年に、生活習慣病という名称に変わった。

せいしんしょうがいしゃ 精神障害者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障害のある人をいう。この障害の原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしゅてちょう 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障害の状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

た行

たいむけあじぎょう タイムケア事業

障害のある中高生等が養護学校等下校後に活動する場について確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援と障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、デイサービス事業所や小学校等の空き教室等で 中高生障害児を預かるとと

もに、社会に適応する日常的な訓練をする。

ちいきほうかつけ あしすてむ 地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

ちてきしょうがいしゃ 知的障害者

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

ちゅういけつかん たどうせいしょうがい 注意欠陥・多動性障害（ADHD）

Attention-Deficit/Hyperactivity Disorderの略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障害。

ちようかく へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害

聴覚障害は「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障害は、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障害があると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

とくていしっかん 特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

とくべつしえんがっこう 特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

とくべつしえんきょういふく 特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

ないぶしょうがい 内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障害の一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障害者としている。

なんびょう 難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通の生活を送ることができるように、共に暮らし、共に生きる社会こそが普通であるという福祉の考え方（概念）のこと。

はったつしょうがい 発達障害

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポーター

自らの精神障害や精神疾患の経験を生かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする方々のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し (Plan)、実行し (Do)、その評価 (Check) に基づいて改善 (Act) を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ほうていこよりつ 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.0%。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人に快適で使いやすい環境やものを提供することを目指す、社会的な意識や態度をいう。障害者や健常者の分け隔てなく、だれもが住みやすいまちや公園、住みやすい食器や遊具など、まちづくりのあらゆる分野でこうした考え方を反映した取り組みがなされている。

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障害者施策の理念の1つ。

りょういくてちょう 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。